

教 育 学

1971年9月25日 第1刷発行

カント全集・第16巻『教育学・小論集・遺稿集』

昭和41年9月25日 第1刷発行

定価 1,800円

訳 者	尾 渡 達 雄
発 行 者	佐々木 隆彦
整 版 者	鈴木 伊佐武
印 刷 所	杉 山 栄 蔵
製 本 所	中 村 製 本 所

東京都新宿区赤城下町46番地

発 行 所 株式会社 理 想 社

振 替 東 京 78303番
電 話 (268) 1306, 1367番

第11回配本

落丁・乱丁本はとりかえます。

と呼びかけるかわりに、「それは、実際に、また正しいのか？」という疑問へいつも子どもをつれもどすのは、非常によいことであろう。——編者注⁽¹³⁵⁾

たとえば、子どもがうそをつくとき、われわれはこれを罰してはならず、むしろこれに輕蔑をもって接し、「将来人に信じられなくなるだろう」などと言わなくてはならない。だが、子どもが悪をなすときこれを罰し、善をなすときこれをほめれば、子どもはほめられるために善をなすのである。その後子どもは世の中に出るが、そこでは事情が違い、善をなしてもほめられず、悪をなしても罰せられないことがありうる。すると彼は、どうすれば出世できるかということだけを眼中に置き、自分がいかに有利と考えるところに従って善にでも悪にでもなるような人間になる。——

格率は人間自身から生じなくてはならない。道德的教化においては、すでに幼少のころから、何がよくて何が悪いかについて、子どもに教えるように努めなくてはならない。もし道德性を樹立しようと思えば、罰してはならない。道德性はきわめて神聖かつ崇高なものであるから、これを投げ捨てて訓練と同列に置いてはいけない。道德的教育における第一の努力は、品性⁽¹³⁷⁾を樹立することである。品性とは格率に従って行為することに熟達していることである。はじめに学校の格率があり、後に人間性の格率がある。はじめ子どもは法則に服従する。格率もまた法則であるが、主観的である。それは人間固有の悟性に起因する。だが、どのような校則の違反も罰せられずに見のがされてはならない。もっとも処罰は常に違反に応じてなされねばならぬのであるが。

B233

もし子どもの品性を陶冶したいと思うなら、すべての事がらの中に、一定の計画、一定の法則を認めさせ、これに

きわめて厳格に従わせることが非常にたいせつである。⁽¹³⁸⁾それで、われわれは、たとえば睡眠時間・勉強時間・娯楽の時間を決めてやる。そして、この時間は、あとで長くしたり短くしたりしてはいけない。⁽¹³⁹⁾どうしてもよい事は子どもの好きなようにさせてよいが、一度法則としたことは、以後ずっと守らせなくてはならない。——だが、われわれは、子どもにおいて公民の品性をではなく、子どもの品性を陶冶しなくてはならない。

一定の規則を立てたことのないような人間は信頼できない。われわれは彼らを理解できない場合が多く、またどのようにに彼らを考えたらいのか見当がつかない。⁽¹⁴⁰⁾なるほど常に規則に従って行動する人々、たとえば時計に合わせてあらゆる行為に対して一定の時間を決めたような人は、よく非難される。けれども、この非難は正当でないことがある。そして、このきちようめんさは綿密すぎるように見えるけれども、品性への素因となるのである。

子どもことに生徒の品性には、まずなによりも従順⁽¹⁴¹⁾が必要である。これには二通りあって、第一は指導者の絶対的な意志に対する従順であり、第二は指導者の理性的かつ善と認められた意志に対する従順である。従順は強制から導かれて絶対的であることもでき、また信頼から導かれて別の種類のものであることもできる。この自発的な従順は非常に重要である。しかし絶対的な従順も非常に必要である。というのは、これは将来公民として、たとえ自分の気に入らなくても履行しなくてはならない法律を履行するよう子どもに心構えさせるものだからである。

したがって、子どもは一定の必然性の法則の下に立たなくてはならない。だが、この法則は一般的なものでなくてはならず、特に学校ではこの点に注意を払わなくてはならない。教師は若干の子どもの中で特にひとりの子どもに對

して偏愛やひいきを示してはならない。そうでないと、法則は一般的であることをやめるからである。必ずしもみんなが同じ法則に従う必要はないということがわかると、子どもはすぐに反抗的になる。

B234

何事も子どもが好んでするように言うて聞かせねばならぬ、とは、いつも言われているところである。もちろん、かなり多くの場合はそれでよいが、子どもに對した義務として命じなくてはならないことも多い。これは以後生涯にわたり非常にためになる。なぜなら、税金とか公務とか、その他多くの場合においては、好ききらいではなくて、義務だけがわれわれを支配するのであるから。たとえ子どもには義務がわからなくても、とにかく、そのほうがよい。それに、ある事が子どもとしての義務であるということは、彼によくわかるが、ある事が人間としての義務であるということがわかるのは、かなり困難である。もし子どもにこのこともわかるとしたら——だが、これは年をとってはいじめてできることである——従順はもっと完全になるであらう。

子どもが命令に違反する⁽¹⁴²⁾のは、すべて従順の欠如であり、これは罰を招く。不注意で命令に違反する場合でも、罰は不要ではない。この罰は自然的、道徳的のどちらかである。⁽¹⁴³⁾

尊敬されたいとか愛されたいとかいう傾向性——それは道徳性の手段である——を傷つけるとき、たとえば、子どもをはずかしめたり、冷酷無情な態度でこれに接したりするとき、われわれは道徳的に罰しているのである。「尊敬されたいとか愛されたいとかいう」この傾向性は、⁽¹⁴⁴⁾できるだけ持ち続けられねばならぬ。したがって、このような罰し方が、いちばんよい罰し方である。なぜなら、それは道徳性を助けるものであるから。たとえば、子どもがうそを

つく場合には、輕蔑の目つきがじゅうぶんな罰であり、最も有効な罰である。

自然的な罰は、欲求されたものの拒絶か懲罰かである。前の種類の罰は道徳的な罰に類似し、消極的である。他の罰は、奴隷根性 (*indoles servilis*) を起こさせないよう、慎重に行なわなければならない。子どもに報酬⁽¹⁴⁵⁾を与えても役にたたず、彼らはそれによって利己的になり、またそこから雇い人根性 (*indoles mercenaria*) が生ずる。

さらに従順は幼児の従順か、少年の従順かである。従順にそむくと罰が与えられる。これは真に自然的な罰であるか、人為的な罰であるかのどちらかである。前者は人間がその行状によりみずから招くもの、たとえば幼児が食べ過ぎて病気になることなどであるが、この罰がいちばんよい。なぜなら、人間は単に幼児としてだけではなく、その全生涯を通じてこの罰を経験するものだからである。尊敬されたいとか愛されたいという傾向性は、懲戒を持続するようにする確実な手段である。自然的な罰は、単に道徳的な罰の不足を補うだけのものでなくてはならない。道徳的な罰がもはや全く役にたたないとき自然的な罰へと進んでも、もはやよい品性が陶冶されることはない。しかしながら、はじめは自然的強制が幼児の思慮の不足を補わなければならない。

B235

怒りの徴候をもってなされる罰は、誤った効果をもたらす。その場合幼児は罰を単に結果とみなし、また自己自身を他人の情動の対象とみなす。一般に罰は幼児に對して常に注意深く加えられ、幼児の改心だけが罰の究極目的であるということがわかるようにしなくてはならない。幼児が罰せられたとき礼を言わせたり、手にキスさせたりなどするのはばかげており、これを奴隷的にする。⁽¹⁴⁶⁾ 自然的な罰がしばしば繰り返されると強情者ができ上がり、また両親が

その子を強情だとして罰すると、ますますこれを強情にするだけである。——強情な人間が必ずしも最も悪い人間なのではなく、むしろ彼らは好意ある訓戒に対しては、しばしば容易に服従するのである。

少年の従順は幼児の従順と区別される。それは義務の規則に服従することである。義務に基づいて何かをするということは、理性に従うことを意味する。幼児に対し義務について言ってもむだである。けっきょく、幼児は、義務とは違反したらむちを受けるものと考ええる。^{*} 幼児は単なる本能によって導かれるかもしれないが、成長するとすぐに義務の概念が加わらなくてはならない。羞恥もまた幼児に適用されてはならず、少年期になってはじめて適用されなくてはならない。すなわち、それは名譽の概念がすでに根づいたときだけに、はじめて起こりうるものなのである。⁽¹⁴⁷⁾

^{*} 幼児が自分でいまとあれこれの事が正しいかどうかを聞けば、彼は私に対して、しかもたいてい、ほんとうの答えをするであろう。もしそれが正しくないことであつたら、そしてさらに「お、まあ、そうすべきであつたらうか？」と問えば、幼児はきつと「いいえ」と答えるであろう。この意識を頼りにしてさらに進んでゆけば、幼児は漸次ある程度まで自分で義務概念を身につけることになり、これについてあまりやかましく言う必要はないのである。しかし、このような場合になおむちを必要とする人は、悪い教育者であるか、それとも、おそらくは自分自身で、しかもまさに自分のむちで墮落させた、すでに墮落した幼児にかかりあつてゐるのである。けれども、幼児をそのように教育するのなら、われわれは幼児をもつばら彼自身の行為とその行為の正当性とに連れもどさなくてはならず、また、あえて例外を許すにしても、せいぜい遊び友だちやその他の人々の非常に目だつ、また幼児の注意を非常にひいた行為だけにしなければならぬ。なぜなら、反対のしかたでは、文句をつけたがったり悪口を言つたりすることになりがちだからである。——編者注

A 484

A 483

A 484

子どもの品性を樹立するにあつての第二の特性は誠実である。⁽¹⁴⁹⁾ 誠実は品性の特質であり本質的なものである。⁽¹⁵⁰⁾ うそをつく人間には全く品性がなく、もし彼がなにかよいものを身につけてゐるとすれば、それは彼の氣質に起因するにすぎない。かなり多くの子どもがうそをつく性癖をもつてゐるが、これはしばしば生き生きとした想像力によって導き出されるにちがいない。子どもがその習慣をやめるように氣をつけてやるのは父親の仕事である。というのは、母親は普通これを全く意味がないと考えるか、それともほとんど意味がないと考える。⁽¹⁵¹⁾ いやそれどころか、母親はその性癖の中に子どものすぐれた素質や能力の証拠を見いだして得意になることがよくあるのであるから。今こそ羞恥心を利用すべき場合である。もはや子どもはじゅうぶんそれがわかるのであるから。われわれがうそをつけば、赤面して露見するが、赤面は必ずしもその証拠ではない。われわれは自分に責任を負わせようとする他人のずうずうしさのために赤面することがよくある。われわれはどのような条件の下においても、罰によって子どもに真実を強制しようとしてはならない。子どものうそは必ずすぐに不利益を招き、この場合彼らはその不利益のために罰せられるのである。尊敬の剥奪が、うそに対する唯一の有効な罰である。

C 495

また罰は消極的な罰と積極的な罰とに分けられ、前者は怠惰あるいは不道德において、たとえばうそ、従順でないこと、および不和において生ずるのである。しかし積極的な罰は、いじの悪いふきげんに対して適用される。だが、なによりもまず、われわれは、子どもに対して何も含むところがないように氣をつけないといけない。

子どもの品性における第三の性向は、社交性でなくてはならない。子どもは他の者とも友情を保たねばならず、い

つもあまりひとりだけでいることのないようにしなければならない。この反対のことを学校でやる教師はかなり多いが、それは非常に正しくない。子どもは人生を最も愉快に過ごすよう用意すべきである。だが教師は子どものだれをも、その才能のためによしとするのではなく、ただ品性のためによしとするのでなければならぬ。そうでないと、しつとが生じて友情の妨げになるからである。

子どもはまた率直で、太陽のように晴れ晴れした様子をしていなければならない。快活な心情だけが善に対する喜びを感じるのである。人間を陰うつにする宗教はまちがっている。なぜなら、人間は楽しい心情で神に仕えなくてはならず、強制されて仕えるのであってはならないから。快活な心情は就学義務の中に常にきびしく閉じ込められてはならない。なぜなら、そうすると、その心情はたちまち消沈してしまうから。もし自由をもつと、それはまた回復する。それには心情が自由をもつような遊戯、また子どもが常に他に勝とうと努めるような遊戯が役に立つ。そうすれば、心はふたたび晴れ晴れとなる。

B237

多くの人々は、少年時代が生涯で最良の、また最も快適な時代であったと考える。けれども、おそらくそうではあるまい。それは最もつらい時代である。なぜなら、その時代には訓練がきびしく、ほんとうの友だちはまれにしか得られず、自由はなおいっそうまれにしか得られないからである。すでにホラティウスは言っている。「彼は少年時代に多くのことを忍び、またなし、汗にまみれ、また凍えた。」(Multa tulit fecitque puer, sudavit et alsit.)——¹⁵²

※以下は、参考のために、本文に数字で示された訳注です。

訳注

四五六

128 (六) 〈など〉は、A版とC版では und dergl. であるが、B版では n. dergl. である。なお、他の箇所ではいちいち指摘しない。

129 (六) この脚注はB版にはない。

130 (七) 〈後になって……〉のころは、A版とC版では dadurch nachher……となっているが、B版では durchaus nachher……である。

131 (六) 〈……時〉は、A版とC版では in der Zeit, wenn……であるが、B版では in der Zeit, wo……である。

132 (六) 〈……いない。——〉のダッシュはB版にはない。

133 (六) この脚注はB版にはない。

134 (六) 〈必要とする〉は、A版では erfordere、B版では erfordern、C版では erfordert である。

135 (七) この脚注はB版にはない。

136 (七) cf. Émile p. 94

137 (七) 〈品性〉Character はB版だけゲシェンクト。

138 (七) 〈非常にたいせいである〉は、A版では kommt es viel darauf an であるが、B版とC版では kommt……である。

139 (七) 〈……してはいけない〉は、A版とC版では muß man……nicht……であるが、B版は muß を欠く。誤植である。

140 (七) 〈どのように彼らを考えたらいのか〉は、A版とC版では wie man mit ihnen dran ist. であるが、B版では w. m. m. i. daran ist. である。

- 141 (三) 〈従順〉 Gehorsam は' B版だけマシヤクム。°
- 142 (三) 〈命令に違反する〉 は' A版のU版では Übertretung eines Gebotes ヲあるが' B版では Übertretung des Gebotes ヲある。°
- 143 (三) cf. Émile pp. 93, 94
- 144 (三) A版のU版の〈この傾向性〉 Diese Neigungen は' B版では Die Neigungen ヲある。°
- 145 (三) A版では indoles mercenaria ヲあるが' B版のU版では indoles mercenaria ヲある。°
- 146 (三) 当時そのような習慣があったところ。°
- 147 (三) 〈まあだから〉 はじめに起るから〉 は' A版では kann……nur dann erst Statt finden' U版では kann……nur dann erst stattfinden ヲあるが' B版では kann……nur dann erst stattfinden ヲある。°
- 148 (三) 〈幼児の注意を非常にする〉 は' A版では dem Kinde sehr bemerkbar gewordenen ヲあるが' U版では dem Kinde selbst bemerkbar gewordenen ヲある。° なが' この脚注はB版にはなう。°
- 149 (三) 〈誠実〉 Wahrhaftigkeit は' B版だからマシヤクム。°
- 150 (三) A版のU版は〈本質的なもの〉 das Wesentliche ヲあるが' B版は das Wesentlichste ヲある。°
- 151 (三) 〈ほとんどの意味がなう〉 は' A版のU版では von……nur geringer Bedeutung ヲあるが' B版は von……nur geringen Bedeutung ヲある。°
- 152 (三) マチヤクム Quintus Horatius Flaccus (前65—前8) の『詩論』 Ars Poetica, 413 ヲある。°
- 153 (三) 〈ぞろぞろ〉 は' A版のU版では schlechte ヲあるが' B版では schlichte ヲある。°
- 154 (三) 〈したがって〉 熱狂的ではなうが' 活動的ではなう。° Man muß also nicht heftig, aber doch